

2025.9.11

9月議会個別質問

日本共産党 駒形八寿子

I. 不登校の解決に向けた取組について

新学期が始まりました。長い休み明けの登校に、不安や心配を抱えている児童、生徒は少なくないのではないでしょうか。

私はこれまで不登校の解決に向けた取組について2回質問をしてきました。急増する不登校の深刻な実態に対し、市は支援体制充実について

「個々の実態に添った支援体制が組まれている。心のケアはスクールカウンセラー、福祉面はスクールソーシャルワーカーが主に対応している」とし、また不登校の要因、その認識については、「教育機会確保法の主旨が浸透しており、保護者の学校に対する意識の変化と、コロナ禍による登校意欲の低下が考えられると述べられました。

この度、新教育大綱の案が示され、パブリックコメントも出されています。

不登校の取組についてお伺いします。

2012年ころから10年で3倍という子どもの不登校が急増しています。身の回りでも、「子どもが不登校で・・・」という人が目立って増えました。中でも、小学校1年生が夏休み前に不登校になり、フリースクールに通い始めたと聞いたときは、驚きました。この10年で「学校の在り方」が大きく変化してきているのではないかと考えます。

(1.) 学校の在り方についてお伺いします。

Q1. 基本目標4は「誰一人取り残されず、一人一人の可能性を引き出し、自分らしく学べる体制の充実」です。そして、(1)いじめの未然防止と早期対応、不登校対策の強化が上げられています。今回の大綱は『本市の実情に応じた』施策とありますが、どのような不登校の実情でしょうか。お伺いします。

<答弁>

本市の不登校の実情についてお答えいたします。

令和6年度における市原市の児童生徒の不登校率は、小学校で1.99%、中学校で5.69%、小中学校全体で3.29%になります。

令和5年度までは増加傾向にありましたが、令和6年度は若干減少しており、不登校の要因の一つとして考えていたコロナ禍の影響が、徐々に薄れてきているものと捉えております。

課題といたしましては、低学年のうちから不登校になってしまう割合が増加していることが挙げられます。

<以上答弁>

この10年で学校の在り方は大きく変化してきました。「教育再生」のもと、全国学力テスト、子どもたちにとって過密な教育や学力の在り方、学校での規律、教員への統制、道徳や社会科への政治介入、学校教育の前面にわたる競争と管理が加速されましたというパブリックコメントでの市民からの声もありました。

これが子どもに与えた影響を検証もしなければならないのではと思います。

子どもが不登校になったきっかけが「友人関係」から「学校関係」にシフトされているのではないでしょうか。

それでは、

Q2.不登校の原因について教育委員会としてどうお考えですか。

<答弁>

不登校の原因については、文部科学省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、「学校生活に対してやる気が出ない」が最も多く、続いて「不安・抑うつ」、「生活リズムの不調」と続いておりますが、本市でも同様の傾向が見られます。

しかしながら、不登校の背景は児童生徒一人一人異なっており、複数の要因が複雑に絡み合っていることも多くあることから、子どもたちに寄り添って、原因の解消に努めているところです。

<以上答弁>

NPO 法人多様な学びプロジェクト不登校当事者実態ニーズ全国調査では、子どもの「学校に行きづらいと思い始めたきっかけ」の上位三つは「勉強はわかるけど授業があわない」「学校のシステムの問題」「先生との関係」といずれも学校関係です。この全国調査、本市においても検討して欲しいと思います。

私は、これまでも議場で先生方の忙しさについても大変危惧していることを申し上げてきました。「先生が忙しそうで相談できない」という子どもたちもいます。

Q3.先生方の多忙について不登校の見地にたってどう取り組まれていますか。

<答弁>

各学校においては、定期的に学校生活アンケートを実施するとともに、教育相談期間を設けて、直接子どもたちと対話をする等、子どもたちに寄り添った取組を実施しております。

教育委員会では、スクールカウンセラーアシスタントや心のサポーターを配置し、子どもたちが担任以外にも相談しやすい環境を整備し、教職員をサポートしております。

<以上答弁>

次に

(2) 子どもや保護者への支援についてお伺いします。

Q1.不登校に対する理解を深める取組について

当事者実態ニーズ全国調査で「今の気持ちに近いものにチェックしてくださいの」位は「社会全体で不登校の偏見をなくして不登校の子」という目でみないです。

また、心の傷への理解と**休息**・回復の保障をするための支援については、不登校している子どもにとって嬉しかったこの「位は「不登校を認められる・理解される」です。

不登校に対する理解を深める取組についてお伺いします。

<答弁>

不登校への理解を深める取組についてお答えいたします。

平成28年に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる「教育機会確保法」において「学校に登校するという結果のみを目標としない」という考え方が示されております。

そこで、各学校に対しては、登校を無理に促すのではなく、「休養の必要性」を認めることが大切であることを、研修会等を通じて周知しております。

す。

また、不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することが不登校への理解につながることから、教職員のみならず、子どもたちや保護者の理解にもつながるよう、自他を大切にできる心の教育に努めてまいります。

<以上答弁>

学校を子どもの様々な思いを受けとめる場とする、居場所にすると受け止めでいいのでしょうか。

市として、安心できる情報発信やスクールソーシャルワーカーを増やすなどの相談体制の拡充と、つなぐルームなど、学習に限定されない子どもの居場所を拡充し、安心して過ごせる環境を整えるよう求めます。

ある保護者の方は、「まずは、心身の健康を回復させたい。勉強はその先なんです。」教育の現場の改善が、不登校児童・生徒を減らす施策であり、急務と考えます。

Q2. 保護者の方々の交流会の支援を行っているとおききました。

保護者のつながりで教育委員会としてどのように取組まれているか、具体的にお答えください。

<答弁>

不登校児童生徒の保護者同士の繋がりの場といたしましては、「子どもの居場所づくり座談会」を年3回、「フレンド市原 保護者参観日・懇談会」を年2回開催しております。

「子どもの居場所づくり座談会」の開催にあたりましては、市のSNSや学校コミュニティーサービスなどを使って参加を呼びかけ、不登校児童生徒の保護者だけでなく、子どもたちの居場所づくりを支援しているNPO法人いちはら市民活動協議会等の関係団体の方にも参加していただいております。

座談会当日は保護者同士が情報を交換する場を設けたり、不登校児童生徒の保護者をパネラーとしたパネルディスカッションを実施したりしております。昨年度のパネルディスカッションは、「子どもが不登校になったとき

に、どのような声掛けを行ったか」というテーマを中心に実施しました。

座談会に参加することにより、保護者同士の繋がりはもちろんのこと、保護者と関係団体が繋がりを持てたことにより、座談会以外の場においても悩みを相談するなど、交流の輪が広がっております。

「フレンド市原 保護者参観日・懇談会」についてはハ幡・鶴舞・姉崎の各教室において、子どもたちが活動している様子を見ていただくとともに、懇談会では、保護者同士の交流の場を設け、情報共有を進めることで、より安心してフレンド市原を活用していただいております。

教育委員会といたしましては、引き続き、「子どもの居場所づくり座談会」や「フレンド市原 保護者参観日・懇談会」を開催し、不登校児童生徒の保護者に寄り添った支援に取組んでまいります。

<以上答弁>

同じ境遇の人と話せる場は必要。

不登校は、多くの要因が複雑に絡み合い、学校の在り方の改革、各種支援の充実、そのための予算の拡充は必要と考えます。

一方社会の状況も変化してきています。特に貧困と教育格差の拡大との関係も今後さらに考慮する必要が出てくると考えられます。子どもの権利を中心とした、子育ての施策と共に、不登校解消のための、総合的な施策を要望致します。